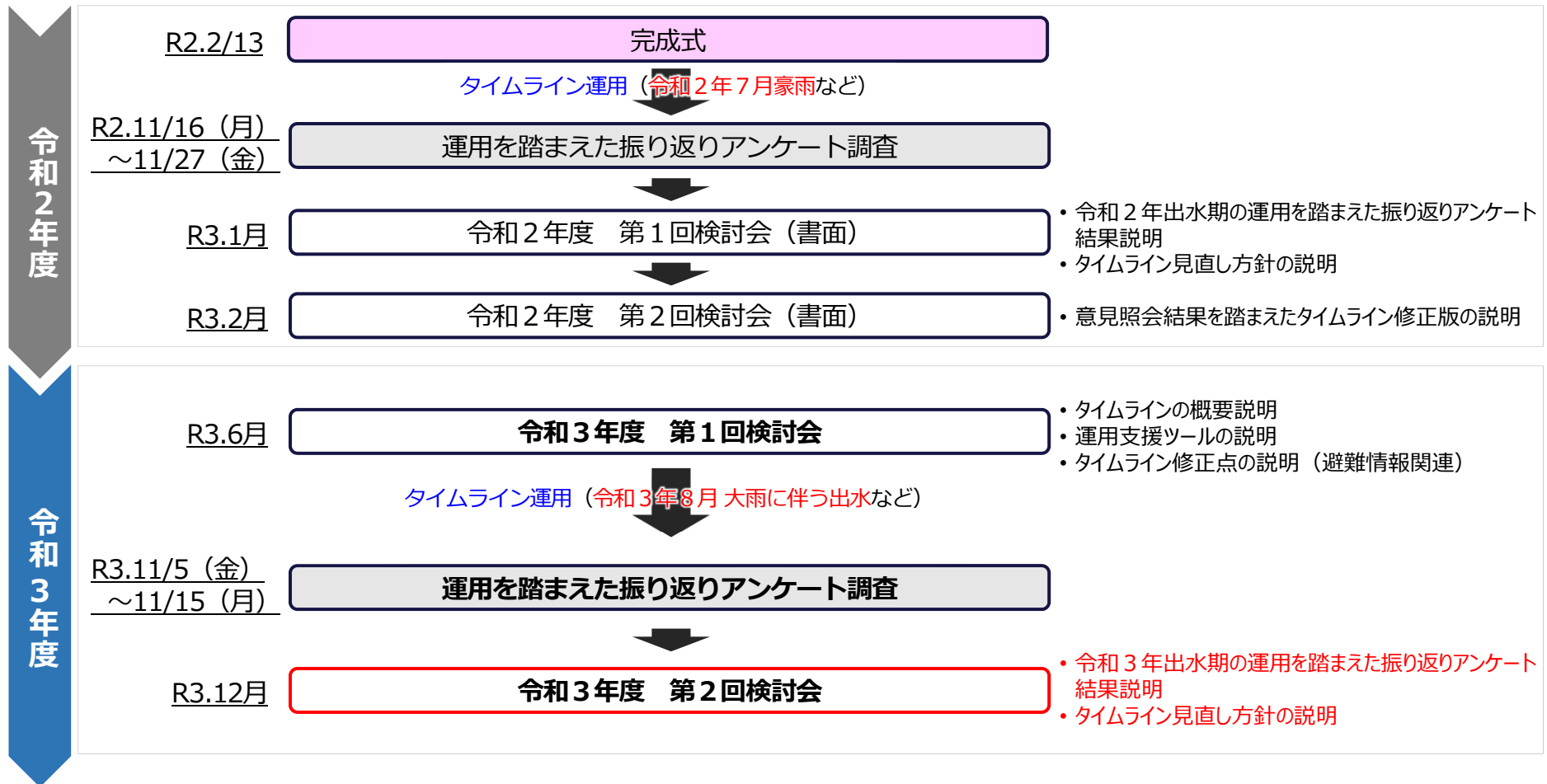


これまでの検討会の振り返り

令和3年12月6日（月）
中国地方整備局 浜田河川国道事務所

これまでの検討経緯

- 令和2年2月に完成したタイムラインを基に令和2年度より本運用を開始。
- **令和2年出水期の運用を踏まえた振り返りアンケート結果**をもとにタイムラインの見直しを行い、令和3年度の運用を開始。
- 本日は、令和3年度の運用を踏まえた振り返りアンケートの紹介等を行う。



令和3年度の取組

- ①運用支援システムの作成（浜田河川国道事務所HPに掲載）
- ②江の川（下流）・高津川タイムライン クイックスタートガイド作成
- ③江の川（下流）・高津川タイムラインの修正（避難情報の更新）

**①運用支援システムの作成
(浜田河川国道事務所HPに掲載)**

江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム

- 意見照会でいただきご意見結果（確認したいwebサイト）を踏まえて、Web上に点在している情報を集約したシステムを構築。
- タイムライン運用支援システムを事務所HPへ掲載。

浜田河川国道事務所HP



防災情報

- ハザードマップポータルサイト
- 重要水防箇所
- 水防災意識社会再構築ビジョン
- 江の川水系（下流）・高津川大規模氾濫時の減災対策協議会
- 江の川（下流）・高津川水害タイムライン検討会

江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム

「江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム」をクリック

江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム

機能①簡易版や運用方法を確認

機能②警報や水位等のリンクを集約→発令情報を容易に把握

機能③Youtubeで水位局の動画を確認

江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム

<機能①簡易版や運用方法を確認>

•タイムライン詳細版や簡易版、運用方法を確認できる。



タイムラインが立ち上がる

江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム

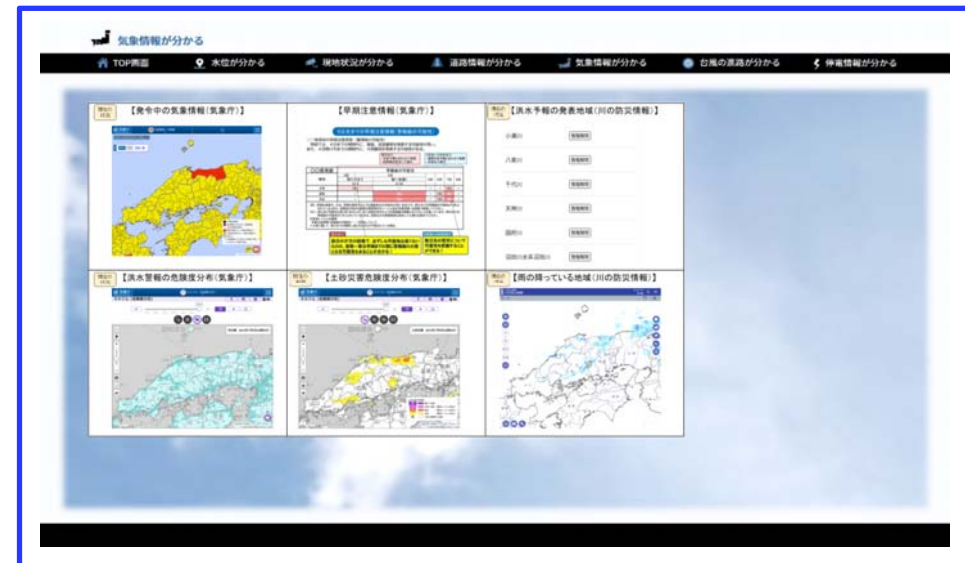
＜機能② 警報や水位等のリンクを集約＞

- 『警報や水位等のリンクを集約』機能では、Web上に点在している情報を集約。



水位関連の情報を集約

気象情報関連の情報を集約



江の川（下流）・高津川水害タイムライン運用支援システム

<機能③Youtubeで水位局の動画を確認>

- Youtubeで水位観測所の動画を確認することが可能である。



ワンクリックで、Youtube動画を表示

動画提供カメラ一覧

	水系	河川	カメラ位置
1	高津川水系	高津川	高角水位観測所(益田市)
2			神田水位観測所(益田市)
3		匹見川	横田水位観測所(益田市)
4	江の川水系	江の川下流	川平水位観測所(江津市)
5			川本水位観測所(川本町)
6			都賀大橋(美郷町)
7		江の川上流	南畑敷(広島県三次市)
8			寺戸(広島県三次市)
9			毘沙門橋(広島県三次市)



高角水位観測所

**②江の川（下流）・高津川タイムライン
クイックスタートガイド作成**

江の川（下流）・高津川水害タイムライン クイックスタートガイド

・関係機関の意見を踏まえ、令和3年度第1回タイムライン検討会後に、江の川（下流）・高津川水害タイムラインの概要やタイムラインの流れ等を整理した「クイックスタートガイド」を作成

江の川（下流）・高津川水害タイムライン クイックスタートガイド

◀ 江の川（下流）・高津川水害タイムラインの概要

■ 江の川（下流）・高津川水害タイムラインには5つのツールがあり、それぞれを活用することで、多機関で連携した対応を目指します。

① タイムライン 詳細版

▶ タイムラインレベルごとに、関係機関で連携が必要な行動項目、周知・共有事項を整理しています。
▶ 出水対応時において、各機関・部署毎に行動手順・内容を確認する際に活用します。また、平時や訓練での行動確認にも活用できます。

①	タイムラインレベル	タイムラインレベルを7段階で記載（レベル0～レベル5以降）	
②	状況・気象情報	目標、タイムラインレベル移行のトリガー等に関する状況や気象情報を記載	
③	防災行動項目	第1階層 行動項目の種別を記載 第2階層 行動項目を記載（「江の川（下流）・高津川水害タイムライン」で記載している行動項目名） 第3階層 第2階層に示す行動項目の具体的な説明を記載（行動の主体となる機関がどここの機関へどのような情報【トリガー情報】を伝達するのか、または、主体となる機関がどのような防災行動を実施【先読み・参考情報】するのかを記載）	
	④	実施状況チェック欄	クロノロジー（防災行動の時系列の記録）を記載
	⑤	役割	○ 主体的な行動（○○の実施、○○の確認） ○ 行動の支援・協働 元 情報元

② タイムライン 簡易版

▶ タイムライン詳細版の行動項目（第2階層）のみを整理したタイムラインで、短時間でも実施すべき内容が最低限確認することができます。

A2サイズ
A3サイズ
ポケットサイズ

④ 運用支援ツール

▶ 水位や河川監視カメラなど、インレベルや関係機関のタイムラインの円滑な運用を支援するツール

機能

- タイムラインを見る
- 水位が分かる
- 現地状況が分かる
- 道路状況が分かる
- 気象情報が分かる
- 台風の進路が分かる
- 停電情報が分かる
- 河川状況を動画で確認
- 水位観測所
- CCTV、簡
- 中国地方
- 気象庁
- 台風経路
- 停電情報
- 水位観測所

③ タイムライン 概要版

▶ 江の川（下流）・高津川水害タイムラインの各レベルで実施する行動の全体像を1枚で確認することができます。

⑤ 江の川（下流）・高津川水害タイムライン

▶ ツールの解説やタイムラインの作成経緯、タイムラインの運用方法活用します。

- はじめに
 - タイムラインとは
 - 江の川（下流）・高津川水系とは
 - タイムライン検討の経緯
 - タイムライン作成過程で想定する
 - 水害タイムラインの構成
 - 運用方法の構成
- タイムライン立ち上げ・レベル移行
- 出水時の対応と記録
- メーリングリストを利用した情報発信
 - メーリングリストの目的
 - メーリングリストのアドレス・構成
 - メーリングリストの運用方針
- 繰り返しの実施

江の川（下流）・高津川水害タイムラインを活用した出水対応の流れ

平時、タイムラインレベル0

- タイムライン運用マニュアルを用いて、タイムラインの作成経緯やタイムラインの立ち上げ、レベル移行基準等を把握する。（詳細：①タイムラインの立ち上げ、レベル移行基準）
- タイムラインを用いて、多機関で連携する出水対応の全体像を把握する。
- タイムライン詳細版・簡易版を用いて、自機関の行動項目を把握する。

出水対応時（タイムラインレベル1以降）

- タイムライン詳細版・簡易版を用いて、浜田河川国道事務所から送られてくるメール（タイムラインレベル）を確認し、該当する行動項目について出水の状況に応じて必要な対応をとる。
- メールによる連絡がなくても必要な行動をとるために、運用支援システムにより必要な情報の確認を行う。（詳細：②運用支援システム）

詳細：② 運用支援システム

例：河川水位（基準水位）と合わせカメラで河川状況を確認

例：河川状況を確認

詳細：① タイムライン立ち上げ、レベル移行基準

江の川（下流）

タイムラインレベル	状況（タイムライントリガー）	川平	谷住郷	川本	都賀	大津
0 (3日前準備)	早期注意情報(前線・台風) (警報級の可能性)	-	-	-	-	-
0 (2日前準備)	早期注意情報(前線・台風) (警報級の可能性)	-	-	-	-	-
1	水防団待機水位超過	6.30m	5.60m	5.00m	4.40m	4.20m
2	氾濫注意水位超過	8.40m	7.70m	6.00m	5.40m	5.20m
3	避難判断水位超過	9.20m	8.60m	8.00m	7.00m	8.10m
4	氾濫危険水位超過	9.70m	9.20m	8.60m	7.50m	9.00m
5	堤防の決壊 外水氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生
5以降	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生

高津川

タイムラインレベル	状況（タイムライントリガー）	高角	横田	神田	内田
0 (3日前準備)	早期注意情報(前線・台風) (警報級の可能性)	-	-	-	-
0 (2日前準備)	早期注意情報(前線・台風) (警報級の可能性)	-	-	-	-
1	水防団待機水位超過	1.90m	2.60m	2.00m	-
2	氾濫注意水位超過	3.10m	3.60m	3.30m	-
3	避難判断水位超過	4.20m	3.70m	5.90m	4.40m
4	氾濫危険水位超過	4.60m	4.20m	6.40m	5.30m
5	堤防の決壊 外水氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生
5以降	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生	氾濫発生

915の立ち上げ 915のレベル移行 915の解除基準

※ 915の立ち上げ、915のレベル移行、915の解除基準は、関係機関との連携により実施される。また、関係機関との連携により実施される。また、関係機関との連携により実施される。



江の川（下流）・高津川水害タイムラインの概要 ▶

**③江の川（下流）・高津川タイムラインの修正
（避難情報の更新）**

災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更点

- 災害対策基本法が令和3年に改正されたことを受け、内閣府より新たに「**避難情報に関するガイドライン**」が公表された。
- 避難情報の名称等が変更された（避難勧告は廃止され避難指示に一本化等）。

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 緊急安全確保 ※1 <small>きんきやうあんぜんかくほ</small>	災害発生情報 <small>(発生を確認したときに発令)</small>
4	 避難指示 ※2 <small>ひなんしじ</small>	避難指示(緊急) 避難勧告
3	 高齢者等避難 ※3 <small>こうれいしゃどうひなん</small>	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等

小・中学校
公民館

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要。事前に予約・確認しましょう。
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。

ここなら安全!

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(入っていると...)
- 2 浸水深より居室は高い
- 3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)

※家屋倒壊等氾濫想定区域や水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

家雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

